

7/11日

参議院議員通常選挙の投票日です。

第20回参議院議員通常選挙が7月11日(日)に行われます。選挙は「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2種類。「選挙区」は候補者名を記入し、「比例代表」は、候補者名か政党等の名称を記入します。国政を決める大切な選挙です。棄権をしないで、あなたの大切な一票を活かしましょう。

問合せ先
斜里町選挙管理委員会

☎3・3131(内線171)

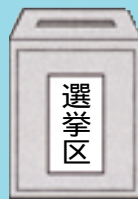
☎3・2361(直通電話)

棄権はキケン。
必ず投票！

投票の順序と方法は

1 最初に選挙区選挙

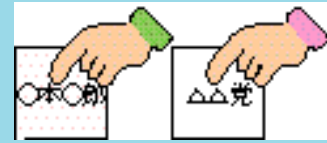
用紙は薄い黄色です。



候補者名を書いて投票
します

2 次に比例代表選挙

用紙は白色です。



候補者名または政党等の名称
もしくは略称を書いて投票します

町内の投票所で投票できる人

町内の投票所で投票できる人は、次の要件をすべて満たしている人です。

- 日本国民であること
- 昭和59年7月12日以前に生まれた人
- 平成16年3月23日以前から引き続き斜里町に住所を有する人

町内で住所が変わった人

町内で住所が変わり、6月

他の市町村から転入してきた人

平成16年3月24日以降に、他の市町村から転入し、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、投票日当日に前住所地で投票するか、または斜里町で不在者投票をすることになります。なお、斜里町で不在者投票をする場合は、前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙の申請手続きをしてください。お早め。

投票日に投票できない人は期日前投票を

仕事・病気・旅行・レジャー・冠婚葬祭などにより投票日に投票所に行けない人は、

「期日前投票」をすることができます。(7頁の図参照)

期日前投票は、従来の名簿登録地の市町村における不在者投票に替わる制度で、選挙当日以前でも選挙当日と同じように投票用紙を直接投票箱に入れることができます。従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続が不要となり、投票がしやすくなっています。入場券をお持ちの上、期日前投票所へお越しください。印鑑は必要ありません。

期間 6月25日～7月10日まで
土曜・日曜も投票できます。

時間 8時30分～20時
会場 役場1階15番・選挙管理委員会

郵便による不在者投票の対象者が拡大されました

体に重度の障害があり、投票所へ行けない人は、自宅などで投票用紙に記入し、選挙管理委員会に郵送することができます。

対象 身体障害者手帳、または戦傷病者手帳を交付されている次の人
① の人と、介護保険の要介護者で被保険者証に要介護5と記載されている人

投票所は17カ所(入場券にも記載してあります。お確かめください。)

投票区	投票所	投票時間
1	朝日小学校体育館 オホーツクサイクリングゴールのため、ゆめホール知床から変わりました。出入りは体育館玄関からで、正面玄関からは入れません。ご注意ください。	午前7時～ 午後8時
2	母と子の家	
3	斜里中学校格技場	
4	斜里小学校体育館 (出入りは体育館玄関からです)	
5	ウトロ支所	
6	日の出集会所	午前9時～午後5時
7	峰浜公民館	午前7時～ 午後8時
8	朱円公民館	
9	越川集落センター	
10	以久科集落センター	
11	富士公民館	午前9時～午後5時
12	三井集落センター	午前7時～午後8時
13	来運集落センター	午前7時～午後5時
14	中斜里公民館	午前7時～ 午後8時
15	川上公民館	
16	美咲公民館	
17	大栄集落センター	

*日の出、富士、来運の投票所は投票時間が違いますのでご注意ください。



両下肢、体幹、移動機能の障害1級もしくは2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害
1級もしくは3級
なお、新たに申請する人は、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。手続きに多少時間がかかりますので、該当する人は早めに選挙管理委員会にお申し出ください。

代理記載制度が創設されました

郵便等による不在者投票を

することができず選挙人で、自ら投票の記載ができない一定の要件に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届

けた人に投票の記載をさせることができるようになります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前投票制度

手続きが簡素化され投票がスムーズになりました。

従来の不在者投票



記載場所にて投票用紙への記載

投票用紙を内封筒へ

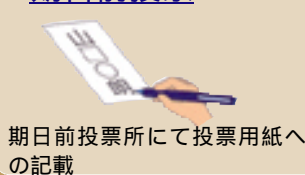
外封筒へ入れ選挙人が署名

不在者投票管理者へ提出し、外封筒に立会人が署名

投票管理者が受理を確認したものを開封

投票管理者が投票箱へ

期日前投票



期日前投票所にて投票用紙への記載



開票所へ

*病院・老人ホーム等の指定施設や、名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会などにおける不在者投票については従来どおり行われます。